

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及・防災教育・NPO ボランティア連携担当）

被災者援護協力団体登録制度の運用細則

被災者援護協力団体登録申請にかかる事務取扱要領（令和7年7月1日府政防1037号。以下、「事務取扱要領」という。）に定める被災者援護協力団体の運用細則（以下、「運用細則」という。）を、以下の通り定める。下記中の「法」は、特に断りがない限り、改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第233号）をさす。また、被災者援護協力団体の登録に関する内閣府令（令和7年内閣府令第58号）は、登録団体府令と略する。本運用細則の用語は、法、登録団体府令及び事務取扱要領の定めるところによる。

1. 登録要件及び登録基準の審査の手順（事務取扱要領第6関係）

（1）登録要件・登録基準の適否の確認の方法

ア） 書面による確認

法第33条の2第3項の欠格要件及び第4項の登録要件の適否は、被災者援護協力団体登録申請に係る事務取扱要領及び本運用細則に定めるところにより、原則として、申請書及び添付書類の書面が所定の要件を満たすことを確認することで行う。

イ） 被災者支援に当たる地方公共団体等への事実関係の確認

書面だけでは事実関係の確認が困難な場合、申請書添付書類に記載された被災者支援に当たる地方公共団体等に、その事実関係を照会することで確認を行う。

ウ） 有識者の意見を踏まえた基準設定の妥当性の確認

事務取扱要領に定める、法第33条の2第4項第1号に規定する「被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能」及び法第33条の2第4項3号に規定する「相当程度の実績」に関わる基準の妥当性について、有識者の意見を参酌して、内閣府（防災担当）において登録要件の適否を判断する。

専門家の意見を踏まえ、内閣府（防災担当）が設定した基準を見直したときは、補正中の申請書については再審査を行い、適否判断を見直す。不受理とした申請書、取り下げのあった申請書については、基準の変更を理由にした再審査は行わない。すでに登録した団体については、基準の変更を理由にした取消は行わない。

(2) 登録制度の運用、登録基準の妥当性の検討にかかる委員会の開催

内閣府（防災担当）は、官民連携の構築に向けた登録制度の運用のあり方、登録基準の評価にかかる専門家からなる委員会を開催する。登録基準の妥当性は、委員会により検討する。委員会の意見を参酌し、必要に応じて、登録基準を変更することができるものとする。

(3) 審査の留意事項

① 欠格事由に該当しないことを誓約する書面について

法第33条の2第3項2号ホ「心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者」については、登録団体府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定した。

これに関して、登録団体府令第4条第7号の規定により、申請書の添付資料として「登録を受けようとする団体が法第33条の2第3項に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面」を提出することとされている。

本欠格要件は、被災者援護協力団体は、被災現場で厳しい環境に置かれている被災者の支援に当たる必要があることから、団体の活動方針を決める者に対して一定の登録要件を設ける趣旨であって、障害のある当事者の方を排除する趣旨では全くなく、障害のある当事者によるピアサポートも被災者支援における重要な手法の一つである。障害を有する者が役員に含まれる団体であっても、介助者などによる必要なサポートを受けて、役員として必要な認知、判断及び意思疎通を行い、団体の活動方針が決められる者は、当該欠格要件には該当せず、申請団体が、その他の必要な登録要件を満たしていれば、被災者援護協力団体としての登録は可能である。

この要件の該当又は非該当の判断は、申請団体から提出される誓約書を確認することで行うものとする。

② 被災者援護協力業務に関して知り得た秘密の漏えいの防止に関する事項を記載した文書について

登録団体府令第4条第8号の規定により、申請書の添付資料として「法第33条の6に規定する被災者援護協力業務に関して知り得た秘密の漏えいの防止に関する事項を記載した文書」を提出することとされている。

これは、審査の際に、申請団体が有する情報セキュリティ又は個人情報の取扱いに関する規定やポリシーの有無等、事実関係の確認をする趣旨であって、申請団体の機密情報を扱う能力の程度を審査する趣旨ではない。

そのため、登録団体が、登録後に被災者援護協力業務を行うにあたり、被災者台帳をはじめとする機密情報が扱える能力があることを保証するものではなく、また、登録団体が行政機関から個人情報や機密情報が提供を受けられることを保証する制度ではない点、留意する。

2. 申請書の添付資料の様式（事務取扱要領第8関係）

登録団体府令第4条に規定する別記様式第1号の登録申請書に添付する書類の様式は、登録申請要領に定める。

3. 登録簿等の公表等の情報の取扱（事務取扱要領第9関係）

法第33条の2第5項に規定する登録簿や、登録団体に係るデータベースの情報の開示又は公表の扱いや、データベースの公表に関する申請団体の同意の取得については、登録申請要領に定める様式に記載する。

4. 災害救助法に基づく都道府県知事等からの協力命令に従わなかった登録団体の登録の取消（事務取扱要領第10関係）

都道府県知事から災害救助法第8条第3項に基づく通知があった場合には、内閣府（防災担当）は、都道府県に対し、以下の事項を文書により確認する。

- ① 命令を受けた団体の名称、事業の種類及び主なる事務所の所在地
- ② 都道府県知事が協力すべきとした業務
- ③ 都道府県知事が協力すべきとした場所及び期間
- ④ 都道府県知事が協力すべきとした業務の内容
- ⑤ 協力命令を受けた団体が、当該命令にかかる救助の実施に従事することができない事由として都道府県が内閣府防災に対して通知した内容
- ⑥ その他内閣府（防災担当）が必要と認める事項

5. 登録被災者援護協力団体である旨の表示（事務取扱要領第11関係）

内閣府（防災担当）は、登録団体に対して、登録被災者援護協力団体にかかる登録通知書（別添様式）により、登録された旨を通知する。その際に、登録被災者援護協力団体である旨を表示する腕章等を送付する。

登録番号の発番については登録団体ごとに重複が生じないように、以下の例の通り、西暦4桁の数字と、登録された順の4桁の通し番号を組み合わせた、団体に固有の番号とする。

（例）2025年に、最初に登録された団体の番号
第20250001号

6. 報告又は資料の提出（事務取扱要領第16関係）

内閣府（防災担当）は、登録簿やデータベースの情報（業務方法書、業務実績確認書、その他の申請書添付資料の情報等）が常に最新の情報となるよう、登録団体の被災地での活動状況、登録団体が参加した研修等の状況、登録団体の代表者や管理人の連絡先等について、内閣府統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）から登録団体に対し、定期的に、必要な報告等を求める。

その際、内閣府が実施する研修の案内等の事務連絡も併せて行うなど、登録団体と相互の情報共有を図る。

なお、法第 33 条の 2 第 5 項に定める登録簿に掲載する事項の変更は、法第 33 条の 2 第 6 項に基づく届出を要するが、登録簿以外のデータベース記載の情報は、同項に基づく届出の対象外である。

登録被災者援護協力団体にかかる登録通知書

殿

内閣府政策統括官（防災担当）

以下の通り登録されたので通知します。登録簿に記載された情報は公表されます。

登録年月日			
登録番号			
登録団体の名称及び住所並びにその代表者の氏名			
被災者援護協力業務を行おうとする地域		主な活動都道府県	
行おうとする被災者援護協力業務の種類	避難所の運営	<input type="checkbox"/>	左欄に☑ 詳細は業務方法書に記載
	炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給	<input type="checkbox"/>	
	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	<input type="checkbox"/>	
	被災した住宅の応急修理又は災害により生じた土砂その他の障害物除去	<input type="checkbox"/>	
	被災者からの相談への対応又は被災者に対する情報の提供・助言	<input type="checkbox"/>	
	ボランティア受入れの実施に係る連絡調整	<input type="checkbox"/>	
	その他被災者の援護を図るために必要な協力業務	上欄以外で国及び地方公共団体と連携して行おうとする被災者の援護を図るために必要な協力業務を記載	
過去に実施した被災者援護協力業務	協力した国の機関名又は地方公共団体名		詳細は業務実績確認書に記載
	実施時期		

(*1) 業務方法書、業務実績確認書、その他申請書及び添付資料の記載事項は、被災者支援に当たる地方公共団体等に、不開示情報を除いて開示される場合があります。

(*2) 本登録制度は、登録されたことだけをもって、登録された団体に対して特別な権限が付与されるものではなく、行政機関から実費支弁がされること又は被災者台帳をはじめとする機密情報が提供されることを保証するものではありません。